

## 介護職員等処遇改善計画について（障害サービス含む）

医療法人社団恵正会は、令和 8 年 4 月からの介護職員等処遇改善加算を継続して取得し、職員の更なる処遇改善に取り組んでいます。

- 加算算定開始日 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
- 賃金改善実施日 令和 8 年 6 月～令和 9 年 5 月

### 1. 介護職員等処遇改善加算

#### （1）基本的考え方

令和 8 年度介護報酬改定については、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施することとした。

また、総合経済対策において、「報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和 7 年度補正予算において、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業を盛り込み、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うこととしている。

具体的には、今回から、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設けることに加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設けることとした。

あわせて、介護サービス事業所等の申請事務負担軽減の観点から、処遇改善加算の算定に当たっては、生産性向上や協働化に取り組む事業者や新たに処遇改善加算の対象となる事業者への配慮措置を講じることとした。

#### （2）配分方法

介護サービス事業者等は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金の改善を実施しなければならない。また、キャリアパス要件Ⅳにある、経験・技能のある介護福祉人材のうち 1 人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均 8 万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であるように配分します。（現に賃金が年額 440 万円以上の者がいる場合にはこの限りでなく、当該要件は満たしているものとする。）

※報酬額配分の詳細は、処遇改善加算等の報酬額配分規程に基づき決定する

## 2. 職場環境等要件について

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> <li>●事業者と共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>●他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> <li>●職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>●研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>●エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</li> <li>●上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備</li> <li>●職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>●有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> <li>●業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</li> <li>●短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>●雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</li> <li>●事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li> <li>●高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化</li> <li>●5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li> <li>●業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>●地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li> <li>●利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li> <li>●ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会</li> </ul>

### 3. 各事業所の算定状況

令和8年4月～令和8年5月

事業所の名称	サービス名	算定する処遇改善加算
にのみやシニア・フィットネス	通所介護 1日型デイサービス	処遇改善加算Ⅰ（9.2%）
にのみやデイサービスセンター・アネックス	通所介護 1日型デイサービス	処遇改善加算Ⅰ（9.2%）
通所介護事業所みた	通所介護 1日型デイサービス	処遇改善加算Ⅰ（9.2%）
にのみやデイサービス・アクア	通所介護 1日型デイサービス	処遇改善加算Ⅰ（9.2%）
二宮内科デイケアなごみ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	処遇改善加算Ⅰ（8.6%）
中岡内科デイケアそよかぜ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	処遇改善加算Ⅰ（8.6%）
にのみや訪問介護事業所	訪問介護 訪問介護サービス	処遇改善加算Ⅰ （24.5%）
看護小規模多機能ホームやすらぎ	看護小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算Ⅰ （14.9%）
にのみや訪問介護事業所 （障害福祉サービス）	居宅介護	処遇改善加算Ⅰ （41.7%）

令和8年6月～令和8年3月

事業所の名称	サービス名	算定する処遇改善加算
にのみやシニア・フィットネス	通所介護 1 日型デイサービス	処遇改善加算 I □ (12.0%)
にのみやデイサービスセンター・アネックス	通所介護 1 日型デイサービス	処遇改善加算 I □ (12.0%)
通所介護事業所みた	通所介護 1 日型デイサービス	処遇改善加算 I □ (12.0%)
にのみやデイサービス・アクア	通所介護 1 日型デイサービス	処遇改善加算 I □ (12.0%)
二宮内科デイケアなごみ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	処遇改善加算 I □ (11.1%)
中岡内科デイケアそよかぜ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	処遇改善加算 I □ (11.1%)
にのみや訪問介護事業所	訪問介護 訪問介護サービス	処遇改善加算 I □ (28.7%)
看護小規模多機能ホームやすらぎ	看護小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算 I □ (17.7%)
可部訪問看護ステーションなずな	訪問看護 介護予防訪問看護	処遇改善加算 (1.8%)
にのみや居宅介護支援事業所	居宅介護支援	処遇改善加算 (2.1%)
にのみや訪問介護事業所 (障害福祉サービス)	居宅介護	処遇改善加算 I □ (45.6%)